

船舶事故調査報告書

平成29年9月21日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（かき筏）
発生日時	平成29年4月5日 05時40分ごろ
発生場所	広島県江田島市小用港東方沖 小用港秋月東防波堤灯台から真方位076°680m付近 （概位 北緯34°13.8′ 東経132°30.0′）
事故の概要	プレジャーボート光信丸は、南進中、かき筏に衝突した。
事故調査の経過	平成29年4月7日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 光信丸、3.4トン
船舶番号、船舶所有者等	270-44992広島、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	本船 船底部に擦過傷 かき筏 竹材の一部に折損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北北東、風力 1、気温 約11.8℃、 視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の初期 日出時刻：05時52分
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、友人2人を乗せ、魚釣りの目的で 広島県広島港第3区のマリーナを出発した。 船長は、甲板室内の操縦席に腰を掛け、江田島東方沖を手動操舵で 南進中、いつしか居眠りに陥り、衝撃で目が覚めてかき筏に衝突した ことを知った。 船長は、居眠りに陥った後、舵が右に切れ、本船がかき筏の方向に 向かったと本事故後に思った。 船長は、本事故当時、甲板室内の窓を閉め、暖房を効かせていたの で、居眠りに陥ったと本事故後に思った。
分析	本船は、江田島東方沖を手動操舵により南進中、船長が、居眠りに 陥ったことから、舵が右に切れた状態で航行を続け、かき筏に衝突し たものと考えられる。 船長は、暖房の効いた甲板室内の操縦席に腰を掛けていたことか ら、居眠りに陥った可能性があると考えられる。 船長は、手動操舵の状態で見守りに陥ったことから、無意識に右舵 を取った可能性があると考えられる。
原因	本事故は、日出前の薄明時、本船が、江田島東方沖を手動操舵によ り南進中、船長が、居眠りに陥ったため、舵が右に切れた状態で航行

	を続け、かき筏に衝突したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 暖房の効いた場所で操舵に当たる場合、身体を動かしたり、外気に当たったりして居眠りに陥らないようにすること。